

指定校変更（市内）

	種類	許可基準	許可期間	添付書類
1	転居	市内で転居をしたが、引き続き転居前の学校に通学させたい場合。	小学校は学年末 (但し同一中学校区内は卒業まで) (但し5年生は卒業まで) 中学校は卒業まで	保護者の許可申請書
2	転居予定	住宅の新築・取得・借家等により、学年の途中に転居が予定されているため、転居前に転居先の学校へ通学させたい場合。	転居予定地に居住するまで	保護者の許可申請書 建築確認書(新築) 不動産売買契約書(取得) 入居証明書(借家)等の写し
3	一時転居	住宅の新築又は改築等のため当該校の通学区域外に一時的に転居する場合。	その転居期間	保護者の許可申請書 建築確認書の写し 又はそれを証明するもの
4	留守家庭共働き等	両親共働き(含父子家庭・母子家庭)の児童で、保護者の勤務先地区又は預け先地区の小学校への通学を希望する場合。	事由解消まで	保護者の許可申請書 父母の在職証明書 又は児童の預かり書
5	身体的事情	身体の虚弱又は心身の障害により、指定校への通学がきわめて困難な場合。	事由解消まで	保護者の許可申請書 医師の診断書 校長の意見書
6	地理的事務	地域的・地理的な事情、又は、通学上で特に危険な地域である場合。	事由解消まで	保護者の許可申請書 校長の意見書 居住地区の地図
7	生徒指導的事務	生徒指導上の問題等により、指定校以外の学校への通学が望ましい場合。「いじめ」、「不登校」等。	事由解消まで	保護者の許可申請書 校長の意見書 生徒指導記録
8	外国人子女等	日本語又は日本の生活習慣に不慣れ等の外国人子女又は帰国子女で、それ相応の理由が認められる場合、外国籍の児童生徒で、同国籍の児童生徒のいる学校への通学を希望する場合。	事由解消まで	保護者の許可申請書 教育委員会の意見書 校長の意見書
9	兄弟関係	特別支援学級に通学する児童・生徒の兄弟姉妹で、指定校が違うため、負担が生じる場合。	事由解消まで	保護者の許可申請書 校長の意見書
10	特殊事情	金融機関借入、両親の別居・離婚等により、やむを得ないと認められる家庭事情がある場合。 その他、指定校への通学が困難と認められる特別な事情がある場合。	事由解消まで	保護者の許可申請書 民生委員の居住証明書 校長の意見書
備考	<p>※指定校への通学を原則としますが、保護者からの申し出があった場合に限り、上記の基準の範囲内で許可することができます。(対象学年は小学校・中学校の全学年とします。但し、4「共働き等」は小学校全学年とします。)</p> <p>※通学上の諸問題については、保護者が責任を負うものとします。</p> <p>※許可期間は、最長で年度末までとします。したがって、次年度も継続する場合は、再度申請書等の提出が必要です。</p>			

区域外就学（市外）

	種類	許可基準	許可期間	添付書類
1	転出	市外に転出したが、引き続き転出前の学校に通学させたい場合。	小学校は学年末 (但し5年生は卒業まで) 中学校は卒業まで	保護者の許可申請書
2	転入予定	住宅の新築・取得・借家等により、学年の途中に転入が予定されているため、転入前に転入先の学校へ通学させたい場合。	転入予定地に居住するまで	保護者の許可申請書 建築確認書(新築) 不動産売買契約書(取得) 入居証明書(借家)等の写し
3	一時転出	住宅の新築又は改築等のため市外へ一時的に転出するが、住宅完成後確実に戻る場合。	その転出期間	保護者の許可申請書 建築確認書の写し 又はそれを証明するもの
4	留守家庭共働き等	両親共働き(含父子家庭・母子家庭)の児童で、保護者の勤務先地区又は預け先地区の小学校への通学を希望する場合。	事由解消まで	保護者の許可申請書 父母の在職証明書 又は児童の預かり書
5	身体的事情	身体の虚弱又は心身の障害により、指定校への通学がきわめて困難な場合。	事由解消まで	保護者の許可申請書 医師の診断書 校長の意見書
6	地理的事事情	地域的・地理的な事情、又は、通学上で特に危険な地域である場合。	事由解消まで	保護者の許可申請書 校長の意見書 居住地域の地図
7	生徒指導的事事情	生徒指導上の問題等により、市内の学校への通学が望ましい場合。「いじめ」、「不登校」等。	事由解消まで	保護者の許可申請書 校長の意見書 生徒指導記録
8	特殊事情	金融機関借入、両親の別居・離婚等により、やむを得ないと認められる家庭事情がある場合。 その他、指定校への通学が困難と認められる特別な事情がある場合。	事由解消まで	保護者の許可申請書 民生委員の居住証明書 校長の意見書
備考	<p>※指定校への通学を原則としますが、児童・生徒の住所が他市町にあり、保護者から裾野市立小・中学校への就学希望があった場合に限り、上記の基準の範囲内で許可することができます。但し、居住地の市町村教育委員会との協議の上承諾を得たものに限り、(対象学年は小学校・中学校の全学年とします。但し、4「共働き等」は小学校のみとします。)</p> <p>※通学上の諸問題については、保護者が責任を負うものとします。</p> <p>※許可期間は、最長で年度末までとします。したがって、次年度も継続する場合は、再度申請書等の提出が必要です。</p>			

その他、通学する学校についての詳細は、裾野市教育委員会学校教育課にお問い合わせください。